

**鳥取県告示第 285 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、境港市渡町929-1 渡邊泰良ほか49人が共同して行う土地改良事業に係る下大沢地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博